

## 柔道整復師法の規定に基づく施術所の届出済証明書交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、柔道整復師法（以下「法」という。）第19条第1項前段に規定する施術所の開設届出に係る届出済証明書の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (申請)

第2条 法第19条第1項前段の規定により施術所の開設届出をした者は、施術所の所在地の保健所長に対し、施術所開設届出済証明願（様式第1号）を提出することができる。

### (交付)

第3条 前条の規定による証明願の提出があった場合には、保健所長は記載事項を審査の上、施術所開設届出済証明書（様式第2号）を交付するものとする。

### (返納)

第4条 前条の規定による証明書の交付を受けた者は、施術所を廃止した場合および証明記載事項に変更を生じることとなった場合には、交付を受けた保健所長に速やかに返納しなければならない。

### (手数料)

第5条 第3条に規定する証明書の交付については、手数料を徴収しない。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要領は、平成27年11月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成28年6月29日から施行する。

(様式第1号)

施術所開設届出済証明願

年 月 日

〇〇保健所長 様

住 所

氏 名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称および代表者の氏名 〕

柔道整復師法律第19条第1項前段の規定により、次のとおり届出を行ったことを証明願います。

1 名 称	
2 開 設 の 場 所	
3 開 設 者	
4 業 務 に 従 事 す る 施 術 者	

## 施術所開設届出済証明書

- 1 名 称
- 2 開設の場所
- 3 開設者
- 4 業務に従事する施術者

上記は、柔道整復師法律第19条第1項前段に規定する施術所の届出事項に相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇保健所長 (氏 名) 印